

第1回 秋川市・五日市町合併協議会の風景

秋川市・五日市町合併協議会設立
進めましょう 未来のために 合併を

去る、9月27日、秋川市と五日市町の9月定例議会で「秋川市・五日市町合併協議会規約」の議案が提案・可決されました。

翌28日、秋川市長、五日市町長の連署により、地方自治法に基づき法定協議会「秋川市・五日市町合併協議会」の設置届を東京都知事に提出しました。
第1回秋川市・五日市町合併協議会を10月3日(月)の午前10時30分から、秋川ふれあいセンターで開催し、報告事項5件、議案1件、協議事項3件を審議しました。
その概要についてお知らせします。
なお、協議会開催に先立ち、正・副会長の挨拶がありましたので、その一部を掲載します。

第1回の合併協議会では、次の事項を報告しました。
【報告事項】
● 協議会規約について
規約の骨子として協議会の任務は

第1回 協議会の結果

● 協議会規約について
規約の骨子として協議会の任務は
①合併に関する協議
②新市建設計画
③二市町の合併に関する必要事項とを
つています。
また、二市町の職員で組織する幹事会や専門部会が設けられたことになりました。

● 協議会正・副会長及び委員の選任協議結果について
二市町の首長の協議により、正・副会長が決まりました。また正・副会長により幹事経験者の6名の方を選任しました。
● 協議会幹事会設置要領について
協議会専門部会設置要領について

● 協議会事務局規程について
次に本協議会の平成6年度予算(予算額467万7千円)議案を提案し、原案のとおり可決決定しました。
● 協議会規約について
協議第一号で合併協定項目を協議し、原案の22項目を可決決定しました。
● 協議第二号で合併協定項目を協議し、原案の22項目を可決決定しました。
● 協議第三号で合併協定項目を協議し、原案の22項目を可決決定しました。

秋川市・五日市町合併協議会委員

会長	孝夫	省行	猛裕	美一	男治	郎好
副会長	雅	三正	三正	三正	三正	三正
幹事	井中	進藤	野上	野本	野藤	秋川
議員	河井	村松	岸工	奥立	石田	井中
学識経験者	川嶋	上嶋	島持	川嶋	上嶋	島持



会長 臼井 孝

副会長 田中 雅夫

持てるようになったことは感慨無量でございます。
秋川市と五日市町が合併すると面積的にも大変広域的な市になるわけでございます。この豊かな緑におおられたキャンパスに理想的な未来都市の絵をかいていくならば、この地域は、大きな発展を遂げるのではないかと考えております。青梅市、八王子市に挟まれて、運色のない、個性的で、魅力的な地域を作り上げるということが非常に重要なことだと思っております。
歴史と文化に名を上げた五日市町と最近とみに経済的發展を遂げている秋川市が合併することによって、秋川流域を視野にいたる未来都市への展望を開くことができる確信を以てしているわけでございます。
本日出席の皆さんは、議会を代表する方、そして地域を代表する方、東京からは、お二人が参加して下さっておりまして、秋川市と五日市町で、総勢18名のメンバーで協議が進められることになりました。どうかこの協議会が大変な実りをもたらすように心からお祈りを申し上げます。
に特段のお力添え、ご協力をお願いする次第でございます。五日市町の緑と清流と歴史、文化の中心としました新しい文明、経済、社会がうまく組み合ひ、多摩27市において、21世紀を展望した素晴らしい、可能性を秘めた新しい市が誕生できますよう心からお祈り申し上げます。
これから、お忙しい中を二出席いただきありがとうございます。熱意と情熱とそして合併に対する情熱をたまわり、この協議会で立派な結論が得られ、新しい市がスタートできますよう心からお願いいたします。ご挨拶にさせていただきます。

合併協定項目

- ◇合併の方式
- ◇合併の期日
- ◇新市の名称
- ◇新市の事務所の位置
- ◇財産の取扱い
- ◇協議会議員の定数及び任期の取扱い
- ◇農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
- ◇地方税の取扱い
- ◇一般職の職員の身分の取扱い
- ◇特別職の身分の取扱い
- ◇条例、規則等の取扱い
- ◇組織及び機構
- ◇一部事務組合等の取扱い
- ◇使用料、手数料等の取扱い
- ◇公共的団体の取扱い
- ◇補助金、交付金等の取扱い
- ◇町・字名の取扱い
- ◇慣行の取扱い
- ◇国民健康保険事業の取扱い
- ◇消防団の取扱い
- ◇各種事務事業の取扱い
- ◇新市建設計画

法定協議会設置届を東京都知事に提出

平成6年9月23日

東京都知事 鈴木俊一 殿

秋川市長 白井 孝
五日市町長 田中 雅夫

秋川市・五日市町合併協議会の設置について(届出)

秋川市と五日市町との合併に関する協議及び新市建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第12条第1項の規定に基づき、秋川市・五日市町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

協議会設置理由書

秋川市と五日市町は、隣接する日の出町、楢原村とともに一体的な地域を形成し、地理的にも、経済・文化・生活等の面でも深い結びつきを有してきた。広域行政への取組みも早く、医療、消防、ゴミ処理等では既に一体的なサービスが行われている。

こうした事情から、行政・議会でも秋川流域の合併について取組み、秋川市が誕生した昭和47年には合併促進協議会が発足した。諸般の事情から4市町村の合併は進展しなかったが、秋川市と五日市町の間で合併論議が高まり、平成4年4月には秋川市・五日市町合併促進協議会を設置し、他の二町村に先行する形で合併協議を進め、行財政関連の調査、合併後の将来構想の策定、住民説明会等を行ってきたところである。

今、二市町を取り巻く状況は大きく変化している。地方分権が時代の潮流となる中で、都道府県や市町村の自治能力の向上が求められつつある。また、秋留台開発や圏央道整備等の大規模プロジェクトを控え、二市町の将来は大きく変わろうとしている。21世紀に向けて夢と誇りをもてるまちづくりを進めていくには、もはや小さな自治体では不可能である。二市町の合併を成し遂げ、適正な規模と行財政能力を持った自治体を築いていかねばならない。

秋川市と五日市町は、合併により、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図るため、ここに「秋川市・五日市町合併協議会」を設置し、合併の具体的協議に入るものである。



合併協議会の体制

二市町の全職員が一丸となって 事務を進めます

本協議会は、合併の事務的な推進を迅速に行うため、本協議会の下部組織として、二市町を職員が一丸となって進めるための幹事会と専門部会を設置しました。その体制図が別表のとおりです。

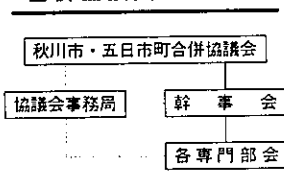
この体制のうち、幹事会、専門部会の役割を紹介します。

★幹事会とは
幹事会の構成員は、二市町の職員から選出された、計10名(それぞれ各5名)の委員により構成されています。

★専門部会とは
専門部会とは、二市町の全職員が構成員となり、福祉、教育、環境などの作業部会を組織しています。

★二市町では、二市町のさまざまな制度や各種事務業務などについて、分析や検討を行います。

合併協議会の体制図



協議会運営日程

【平成6年10月初旬】

・協議会予算、協議会規約、協議会日程などの運営事項の協議

【平成6年11月初旬】

・合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、町・字名の取扱いの5項目の協議

【平成6年12月初旬】

・地方税の取扱い、使用料・手数料等の取扱いの2項目の協議

【平成6年12月中旬】

・財産の取扱い、公共的団体の取扱い、慣行の取扱いの2項目の協議

【平成6年12月下旬】

・一部事務組合の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、国民健康保険事業の取扱いの3項目の協議

【平成7年1月中旬】

・組織及び機構、消防団の取扱い、各種事務事業の取扱いの3項目の協議

【平成7年2月初旬】

・一般職の職員の身分の取扱い、特別職の取扱い、条例・規則の取扱いの3項目の協議

【平成7年2月上旬】

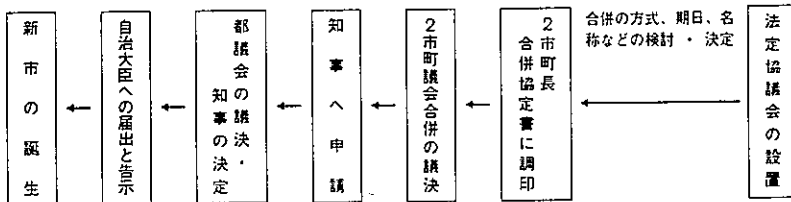
・議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの2項目の協議

【平成7年3月中旬】

・新市建設計画の協議

【平成7年4月中旬】

・二市町長合併協定書署名



お知らせ

本協議会事務局の設置は、秋川市役所内第4号庁舎を2階とさせていただきます。

合併に関することは、秋川市・五日市町合併協議会事務局(内線207・208・209)へお問い合わせください。

前号より、秋川市・五日市町合併協議会より、をお届けいたします。

今まで2号だったご住所の促進協議会の第1号から第6号の「秋川市・五日市町合併促進協議会(法定)」の機関紙としてお届けするものです。

なお、届の充たした紙面にしていただきますので、合併に関しましては、ご理解とご協力をお願いします。

合併協議会事務局の位置

秋川流域4ヶ市町村の合併への取組み

★昭和47年1月31日
秋多町が五日市町、日の出町、楢原村に単独市制施行の同意を求めた件についての協約書がとりかわされた。

協約書の内容
① 単独市制施行は、合併を前提とした市制とする。
② 秋川流域の合併は、秋多町が市制施行後も互いに対等の立場で協議を行う。
③ 合併予定時期は、昭和50年4月1日とする。
④ 合併予定時期は、昭和47年7月までに合併促進議員連絡協議会を設置、発足させる。
⑤ 昭和47年12月26日、合併促進議員連絡協議会が発足。秋川流域4ヶ市町村の議会議員28名により構成。

4ヶ市町村の合併の取組みから現在まで

★昭和50年2月28日
合併促進議員連絡協議会を改組し、合併促進協議会を設置。

秋川流域4ヶ市町村の首長及び議会議員32名により構成。

合併の具体的な動きがないまま、合併予定時期を、昭和54年4月1日に変更。

★昭和53年11月18日から平成3年2月12日まで
概ね2年毎に合併促進協議会を開催。合併予定時期を変更し、平成7年4月1日とする。

★平成4年1月13日
合併促進協議会を開催。秋川市と五日市町で合併について個別の協議に入ることを決定。日の出町と楢原村は時期尚早であるとし、加わらないとした。

★平成4年4月3日
促進協議会の主な活動

★平成6年4月27日
平成6年度合併促進協議会総会(平成6年度活動報告、収入支出決算及び監査報告等)を行う。

★平成6年5月23日
秋川市将来構想住民説明会

★平成6年5月25日
五日市町将来構想住民説明会

★平成6年9月7日
合併促進協議会(住民意識調査の結果、規約案等)

★平成5年11月4日
合併促進協議会臨時總會(役員の一部改選・公募等について)

★平成5年11月26日
講演会(講師・中央大学教授 村田賢代氏)

★平成5年12月27日
現況調査発表会

★平成6年1月27日
勝田市・那珂湖市視察研修(住民説明会、住民意識調査の実施方法、事務局体制等について)

★平成6年1月28日
つくば市視察研修(合併の効果、事務局体制等)

★平成6年1月28日
※この他に全体会4回、役員会2回開催

★平成5年4月21日
合併促進協議会総会(役員改選、活動計画等)

★平成5年6月20日
熊本市視察研修(法定協議会までの経緯、住民側の課題と解決方法等について)

★平成4年6月29日
北上市視察研修(法定協議会までの経緯、住民側の課題と解決方法等について)

★平成4年6月29日
合議促進協議会を構成。会長は秋川市長

★平成4年6月29日
合議促進協議会を構成。会長は秋川市長



第2号

秋川市・五日市町 合併協議会だより

平成6年(1994年)12月16日
 ▶発行元 秋川市・五日市町合併協議会
 ▶発行責任者 会長 秋川市長 白井 孝
 副会長 五日市町長 田中 雅夫
 ▶事務局 秋川市・五日市町合併協議会事務局
 秋川市二宮350番地 秋川市役所内
 ▶電話 0425-58-1111



合併について住民にPR
 秋川市民文化祭・五日市町産業祭

秋川市・五日市町合併協議会委員 (敬称略)

会長	白井 孝夫
副会長	井中 雅三
行政	渡遠 三行
議 会	河井 猛裕
	野上 美一
学 識 経 験 者	松本 康隆
	岸野 利勝
	奥立 昌秀
	石田 正昭
	井中 英貞
	川嶋 七男
	上嶋 二保
	中川 保

*前号で委員名簿に誤りがありました。
 お詫びし訂正させていただきます。

今後の協議会日程

- 【平成6年12月下旬】
 - 一部事務組合等の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、国民健康保険事業の取扱いの協議
- 【平成7年1月中旬】
 - 組織及び機構、消防団の取扱い、各種事務事業の取扱いの協議
- 【平成7年2月上旬】
 - 一般職の職員の身分の取扱い、特別職の身分の取扱い、条例・規則等の取扱いの協議
- 【平成7年2月下旬】
 - 議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いの協議
- 【平成7年3月中旬】
 - 新市建設計画の協議
- 【平成7年4月下旬】
 - 二市町長合併協定書署名

合体(対等)合併に決まる

新市の名称・事務所の位置は 小委員会で検討

11月4日(金)、五日市町役場で開催した第2回秋川市・五日市町合併協議会で、合併の方式が合体(対等)合併とすることで決まりました。

第2回協議会

11月4日(金)、五日市町役場で開催した第2回秋川市・五日市町合併協議会では、12月2日(金)に秋川ふれあいセンターで開催し、地方税の取扱いや使用料・手数料等の取扱いについて決定しました。また、継続協議となっていた新市の名称や新市の事務所的位置については、委員6名により組織する小委員会を設置し、専門的に調査・研究することになりました。なお、秋川市と五日市町の合併について、その賛否を住民投票に委ねる条例の制定を求める直接請求が両市町に出されましたが、秋川市では11月17日の臨時市議会、五日市町では11月24日の臨時町議会それぞれ審議され、いずれも否決となりました。

以下、協議会で協議された内容についてお知らせします。
 ・本計画は、秋川市と五日市町建設計画(策定方針)について、合併する市町村において作成することが義務付けられている市町村建設計画(新市建設計画)については、次のような策定方針で臨むことと決定しました。

市町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定してその実現を図ることにより、二市町の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成8年度から平成12年度までの5か年に

行われることとする。

新市建設の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとする。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次整備していくものとする。

新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や都の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようするものとする。

【新市の名称について】
 新市における町・字名は、新市の名称との関係が生じる場合もありますので、継続し協議することになりました。

【町字名の取扱いについて】
 新市における町・字名は、新市の名称との関係が生じる場合もありますので、継続し協議することになりました。



【新市の名称について】
 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、21世紀を展望した長期的視野に立つものとする。

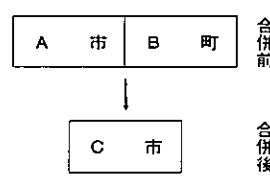
新市建設の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとする。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次整備していくものとする。

新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や都の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようするものとする。

【新市の名称について】
 新市における町・字名は、新市の名称との関係が生じる場合もありますので、継続し協議することになりました。

【町字名の取扱いについて】
 新市における町・字名は、新市の名称との関係が生じる場合もありますので、継続し協議することになりました。



用語の解説
 【合体合併】
 二つ以上の市町村を廃止して、その区域に新たに一つの市町村を置くことをいいます。通称「対等合併」。新設合併と呼ばれる方式で、合併前の市町村が同時に消滅して、新しい市町村が生まれます。最近の例では、岩手県北上市や茨城県ひたちなか市が合体合併をしました。

第3号

秋川市・五日市町 合併協議会だより

平成7年(1995年) 2月28日
 ▶発行元 秋川市・五日市町合併協議会
 ▶発行責任者 会長(秋川市長)白井 孝
 副会長(五日市町長)田中 雅夫
 ▶事務局 秋川市・五日市町合併協議会事務局
 (秋川市二宮350番地 秋川市役所内)
 ▶電話 0425-58-1111(代)



蒼々とすすむまちづくり (秋川駅北口付近)

9月1日に新市誕生

第7回秋川市・五日市町合併協議会を2月8日(水)に秋川ふれあいセンターで開催し、昨年からの継続し協議されてきた合併の期日を、「平成7年9月1日」とすることで決定しました。

今後は、9月の新市発定に向けて、新市の名称や事務所の位置など残っている協定項目の決定、都や国との協議、合併協定書の調印、合併の申請などの具体的手続きをすすめてまいります。

また、現在まで国民健康保険事業や各種の事務事業の取扱いなどについても協議が行われ、基本的には住民負担の軽減に努め、サービス内容については高い水準に合わせ調整することとなりました。

以下、第4回協議会から今回の協議会までに協議し決定された項目についてお知らせします。

第4回協議会

平成6年12月8日(木)に五日市町役場で開催し、次の項目について決定しました。

【財産の取扱い】

二市町の所有する土地・基金などの財産や体育館・図書館などの公の施設は、すべて新市に引き継ぎます。

また、五日市町にある戸倉財産区の財産は、戸倉財産区の財産として新市に引き継ぎます。

【公共的団体の取扱い】

二市町の公共的団体は、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり統合整備に努めることと決定しました。

- 二市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めますが、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するように、また統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めます。
- 二市町独自の団体は、現行のとおりとします。

【慣行の取扱い】

- 市章は、新市において新たに定めます。
- 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めます。
- 清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、

第5回協議会

平成6年12月26日(月)に秋川ふれあいセンターで開催し、次の項目について決定しました。

- 一部事務組合等の取扱い
- 阿波留病院組合などの一部事務組合や西多摩地域広域行政圏協議会などの協議会等については、二市町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日当該団体に加入します。
- 五日市町土地開発公社については、その所有する土地を秋川市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散します。秋川市土地開発公社については、新市において〇〇市土地開発公社として存続します。



- スポーツと音楽のまち宣言は、新市において調整します。
- コロギ・コンサート秋川や五日市映画祭など二市町独自の行事は、現行のとおりとして、その範囲を拡大します。
- 成人式や敬老会など二市町共通の内容の行事は、新市において調整します。

- 株式会社秋川総合開発公社については、現行どおり新市に引き継ぎ、戸倉財産区管理会については、新市において現行のまま存続します。
- 水道、消防などの事務の委託については、新市においても継続します。
- 【補助金・交付金等の取扱い】二市町の補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討します。
- 二市町で同一あるいは同

種の団体に補助しているものは、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て統一の方向で検討します。

独自の補助金は、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整します。

他の補助金に整理統合できる補助制度は、廃止します。

事業補助金は、二市町で同一あるいは同種の制度は、できるだけ早い機会に統一します。

独自の補助制度は、従来において定めます。

の実績を尊重し、当分の間現行のとおりとします。

- 地域的に特殊な補助制度は、当分の間、補助します。
- 他の補助金に整理統合できる補助制度は、廃止します。

【国民健康保険事業の取扱い】

● 税率は、秋川市の例によります。ただし、合併特例法を適用し、合併する年度は現行の税率を採用します。

● 保険税の賦課期日、納期は、合併年度に限り現行のとおりとし、その後は新市において定めます。

国民健康保険の税率等

区分	秋川市	五日市町	新市
所得割	3.80/100	3.95/100	3.80/100
資産割	20/100	20/100	20/100
均等割	9,360円/人	10,000円/人	9,360円/人
平等割	3,600円/世帯	7,000円/世帯	3,600円/世帯
賦課限度額	440,000円	500,000円	440,000円
納期	第1期	7月1日～7月31日	7月1日～7月末日
	第2期	8月1日～8月31日	8月1日～8月末日
	第3期	10月1日～10月31日	9月1日～9月末日
	第4期	11月1日～11月30日	10月1日～10月末日
	第5期	1月1日～1月31日	11月1日～11月末日
	第6期	2月1日～2月末日	12月1日～12月28日
	第7期	—	1月1日～1月末日
	第8期	—	2月1日～2月末日

保険税の賦課期日、納期は、新市において定めます。ただし、合併する年度は現行のとおり4月1日です。



地域防災に備えて（五日市町消防団出初式）

住民サービスは高い水準に

負担は軽い方に

暮らしやすいまちづくりをめざします

第6回協議会

平成7年1月20日（金）に五日市町役場で開催し、次の項目について決定しました。

【消防団の取扱い】
指揮・命令系統を一つにする必要があるため、二市町の消防団は、合併時に統合します。

なお、分団の組織、活動範

囲などについては、当面は現行のとおりとし、新市において調整します。

【各種事務事業の取扱い】
二市町で行われている各種事務事業は、基本的にサービス水準の高い方に調整するとともに、負担の軽減を図ります。

また、二市町独自で行っていた事業についても、原則として拡大適用するため、住民

【特別職の身分の取扱い】
二市町の長、助役、収入役など特別職の身分の取扱いについては、二市町の長が別に協議して定めます。

【条例、規則等の取扱い】
二市町で同一または一方だけ定めている条例、規則等については、基本的には現行の例によるものとし、双方に相違がある条例、規則等については、いずれかを基本とし

● 姉妹都市関係では、五日市町が締結している宮城県志波姫町、東京都大島町は、新市になっても継続します。

● また、秋川市が進めている米国マールボロウ市との協議も継続して行います。

● 敬老金については、五日市町の例により支給対象者を70歳以上に拡大し、老人福祉手当についても、独自の加算を行います。

● 保育園の保育料は、金額の低い五日市町の例に合わせます。

● 心身障害者や高齢者世帯の水道料金の助成を五日市町の例により行います。

● ねたきり高齢者介護手当の支給や特殊疾病児舞金支給事業、生活資金貸付事業などを秋川市の例により行います。

● また、福祉事務所制度が五日市町に拡大適用されるため、従来東京都が行っていた生活保護、精神薄弱者などの各種措置が新市で行われるようになり、サービスの向上が大幅に図られます。

第7回協議会

【合併の期日】
合併の期日を「平成7年9月1日」とすることで決定しました。

【一般職の職員の身分の取扱い】
二市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぎます。

協議会日程

【平成7年2月下旬】
● 議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い、組織及び機構の協議

【平成7年4月初旬】
● 新市建設計画の協議

【平成7年5月初旬】
● 二市町長合併協定書署名

二市町議会合併関係の議決
都知事へ合併の申請
自治大臣へ協議
自治大臣へ届出
都議会の議決・都知事の決定
自治大臣 告示
新市 発 足

今後の手続き

【新市建設計画（素案）】
新市建設計画の素案が報告され、今後、都の計画事業等も盛り込みながら、新市建設計画を作成していくこととなりました。

本計画については、決定後特集してお知らせする予定です。

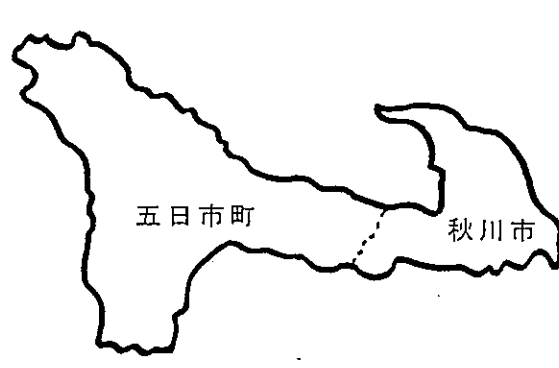
二市町長合併協定書調印
合併協議会
新市の名称などの検討・決定

合併協定項目

（平成7年2月8日現在）

- 合併の方式（合体（対等）合併）
 - 合併の期日（平成7年9月1日）
 - ◎ 新市の名称
 - ◎ 新市の事務所の位置
 - 財産の取扱い
 - 議会議員の定数及び任期の取扱い
 - 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
 - 地方税の取扱い
 - 一般職の職員の身分の取扱い
 - 特別職の身分の取扱い
 - 条例、規則等の取扱い
 - 組織及び機構
 - 一部事務組合等の取扱い
 - 使用料、手数料等の取扱い
 - 公共的団体の取扱い
 - 補助金、交付金等の取扱い
 - ◎ 町・字名の取扱い
 - 慣行の取扱い
 - 国民健康保険事業の取扱い
 - 消防団の取扱い
 - 各種事務事業の取扱い
 - ◎ 新市建設計画
- 印は決定した事項 ◎印は継続協議の事項 ○印は未協議の事項

秋川市・五日市町の概要



※ 合併についてのお問い合わせは
秋川市・五日市町合併協議会事務局へ
（秋川市役所内、内線207・208）

秋川市	五日市町
市章……	町章……
市の花…… 菊	町の花…… うめ
市の木…… もくせい	町の木…… ひのき
市の鳥…… ホオジロ	町の鳥…… せきれい

区分	秋川市	五日市町	計	都下
人口(人)	53,853	22,126	75,979	19位
世帯数(世帯)	17,935	7,144	25,079	23位
面積(km ²)	22.44	50.90	73.34	3位

※ 人口、世帯は、平成7年1月1日現在（住民基本台帳）
※ 都下順位は、多摩地域27市との比較

第4号 (特集号)

秋川市・五日市町 合併協議会だより

平成7年(1995年) 4月20日
▶発行所
秋川市・五日市町合併協議会
▶発行責任者
会長 秋川市長 白井 孝
副会長 五日市町長 田中 雅夫
▶事務局
秋川市・五日市町合併協議会事務局
秋川市二宮350番地 秋川市役所内
▶電話 0425-58-1111代

9月1日

新市「あきる野市」誕生

秋川市・五日市町合併協議会では、新市の名称を「あきる野市」とすることで決定しました。これにより、今年9月1日、秋川市と五日市町は合併し、21世紀に向けて大きな可能性を秘めた新市が誕生することになります。また、合併後概ね5年間の新市建設計画もまとめられ、22の協定項目全部が決定されたこととなります。今後は、合併協定書の調印、両市町議会での議決、東京都への合併申請など具体的手続きを進めてまいります。以下、第8回から第11回までの協議会の結果についてお知らせします。



夢あふれる「あきる野」を望む(網代弁天山山頂より)

第8回協議会

平成7年2月28日(火)に五日市町役場で開催し、次の項目について決定しました。

【組織及び機構】

現在の秋川市庁舎と五日市町庁舎を有効活用し、住民サービスが低下しないよう十分配慮します。

また、市民の声が適正に反映され、利用しやすいものであることなどを基本に、組織を編成します。

行政委員会については、

- 教育委員会委員は、新市長が就任するまでの間は、市長の職務執行者が2市町の委員であった者のうちから5名を臨時に選任します。
 - 選挙管理委員会委員は、2市町の委員であった者のうちから互選により臨時に4名の委員を定めます。
 - 監査委員は、新市長が議会の同意を得て選任します。
 - 固定資産評価審査委員会委員は、市長の職務執行者が2市町の委員であった者のうちから3名を臨時に選任します。
- 総合計画審議会などの附属機関については、原則として統合しますが、2市町独自

に置かれているものについては、実態を考慮し整備します。

第9回協議会

平成7年3月10日(金)に秋川ふれあいセンターで開催し、【新市の名称】【新市の事務所の位置】【町・字名の取扱い】について協議を行いました。さらに継続協議することとなりました。

第10回協議会

平成7年3月13日(月)に五日市町役場で開催し、次の項目について決定しました。

【新市の名称】

新市の名称は、「あきる野市」とすることで決定しました。

この地域は、古来、秋留郷に属し、五日市町にある古社、阿伎留神社や、秋川市にある秋川流域4市町村最初の共同事業の阿伎留病院、さらに秋留台地など「あきる」の名称は親しまれてきました。

また、緑豊かな自然や中心部である秋留台地をイメージし、末尾に「野」を加え、多摩川を境に東の平野の武蔵野に対し、西の平野をあきる野とし、新市名としたものです。

【新市の事務所の位置】

新市の事務所の位置は、現在の秋川市役所(秋川市二宮350番地)の位置とすることで決定しました。

また、現在の五日市町庁舎についても有効活用を図ります。

第11回協議会

平成7年4月5日(水)に秋川ふれあいセンターで開催し、次の項目について決定しました。

【議会議員の定数及び任期の取扱い】

合併特例法の規定を適用し、現在の2市町の議会議員(各18人)は、そのまま新市の議会議員として平成9年6月末日まで在任します。

在任期間を延長することについては、均衡あるまちづくりと地域の発展のため、対等の立場で取り組む必要があること。また、新市の運営を軌道に乗せるためにも、在任期間の延長が必要との考え方によるものです。

【農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い】

新市に一つの農業委員会を置き、合併特例法の規定を適用し、現在の選挙による委員(秋川市15人、五日市町10人)は、そのまま新市の農業委員会委員として平成8年8月末日まで在任します。

【町・字名の取扱い】

2市町の字の名称及び区域は、従前のとおりです。

(例)

現在	秋川市二宮350番地
合併後	あきる野市二宮350番地

(例)

現在	西多摩郡五日市町五日市411番地
合併後	あきる野市五日市411番地

【新市建設計画】

新市建設計画については、その概要を裏面に掲載し、お知らせします。

合併についてのお問い合わせは

秋川市・五日市町合併協議会事務局へ
(秋川市役所内、内線207・222)



新市の概況

○位置と地勢

新市は、東京40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・羽村草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部からなり、地理的に一つのまとまりを成しています。

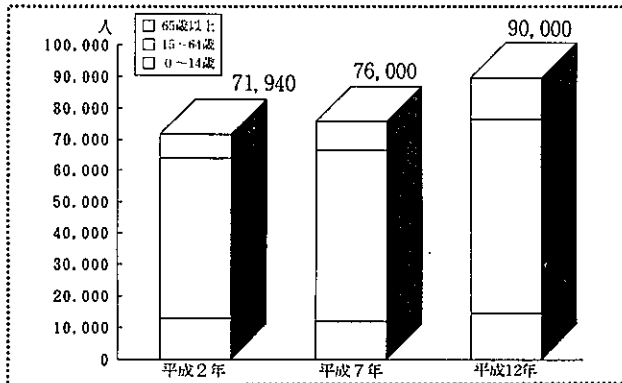
○面積

東西17.6km、南北10.0kmで、面積は73.34km²となっています。

公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次整備していきます。

人口の見通し



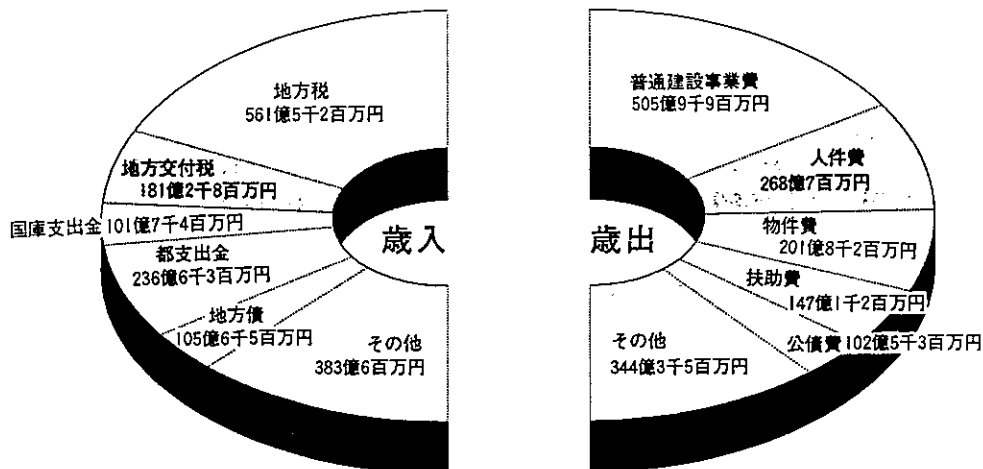
東京都の主な支援施策

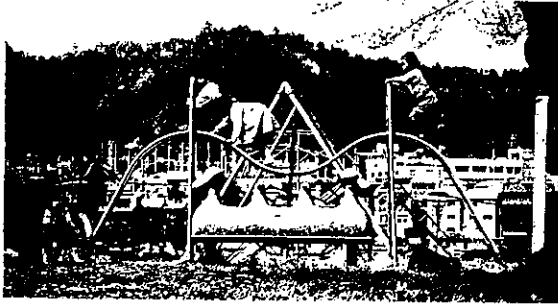
- 合併支援特別交付金制度の創設
合併に伴う緊急かつ特殊な財政需要に対する支援措置として、平成7年度から3年間の間、特別交付金が交付されます(平成7年度は3億円)。
- 道路網の整備
秋3・4・6号線等の都道の整備、秋川南岸道路の建設など
- JR五日市線の整備・改善に対する支援
- 林業の振興
水源涵養林等の保安林の指定拡大、林道の新設・改良など
- 自然環境の保全
樹林地等の公有地化の推進、魚類の保護・魚道の整備、せせらぎふれあいモデル事業の促進など

新市建設のための財政計画

(平成8年から平成12年まで5年間の普通会計の合計)

総額 1,569億8千8百万円





今、新たな一歩を踏み 「人と緑の新創造」 —新市建設

新市建設計画とは、秋川市と五日市町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これを実現するための施策を策定して、2市町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

そのため、21世紀を展望した長期的な視野に立ち、平成8年度から平成12年度までの5か年間を計画の期間として、魅力的な「まちづくり」の指針を示します。

新市の将来像

～東京・多摩地域の新たな発展をリードする～ 人と緑の新創造都市

豊かな自然と発展の可能性を秘めた新市においては、自然環境と調和のとれた開発を進め、多摩自立都市圏の新しい核となるべき地域づくりを推進することが重要です。

そのため、新市は、人と緑が共生することによる「新たな価値」の創造と、地域活力を高めるための「新たな連携」を図り、東京・多摩地域における「新たな成長」を促します。

そして、東京・多摩地域の新たな発展をリードする「人と緑の新創造都市」を新市の将来像として掲げます。

【新生活創造都市】

緑豊かでゆとりある生活を楽しめるまち

「職」「住」「緑」が融合する中で、ゆとりある空間と時間が楽しめ、多様化、高度化する都市的サービスが受けられるなど、新たな生活を創造する都市づくりを進めます。

【新文化創造都市】

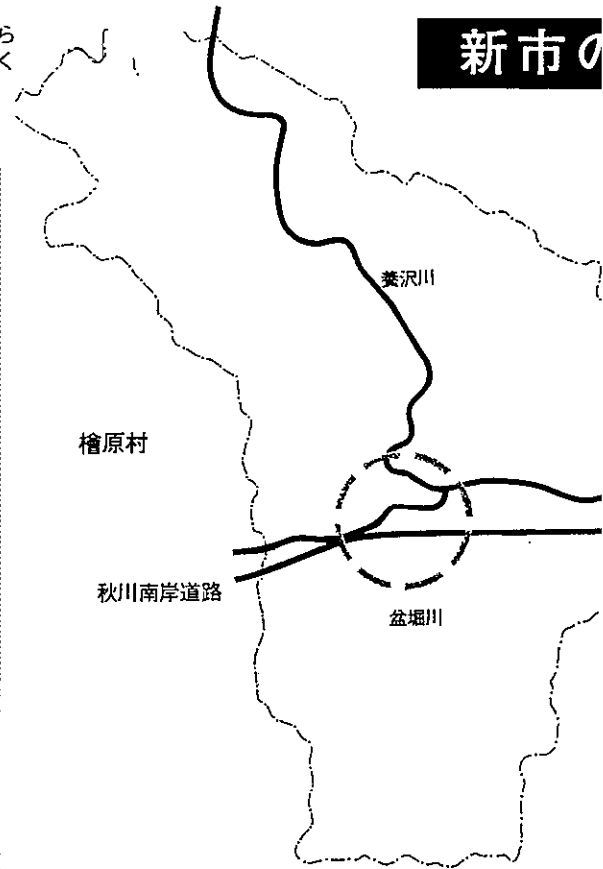
緑との共生の中で個性ある人と地域を育てるまち

家庭や地域とのつながりを重視する気運が高まる中で、人と緑が共生する地域独自の文化がさらに発展し、人と地域の自立志向が高められる、新たな文化を創造する都市づくりを進めます。

【新産業創造都市】

緑豊かな自然の中で高度な産業を生み出すまち

緑豊かな自然の中に新たな産業活動を取り込み、創造的な産業の集積が促され、農林業、商業等の既存産業の広域的な交流や融合が図られる、新たな産業を創造する都市づくりを進めます。



新市の

建設の基本方

緑と水を育む

自然環境の保全と活用

地域の財産である貴重な自然環境の保全を図るとともに、河川環境の整備を進め、山間部では森林の総合的な維持と活用を行うなど、緑と水を育む自然環境の保全と活用を図ります。

概算事業費 3億1千2百万円

- 自然環境の保全
緑の基本計画の策定ほか
- 河川環境の整備
秋川河川活用施設整備、河川浄化事業ほか
- 森林の総合的な維持と活用
歴史と文化の森の誘致ほか

地域の発展の基礎となる

都市基盤の整備

地域の骨格となる幹線道路や鉄道・バス・モノレール等の公共交通の整備を促進するほか、適正な市街地の整備や上水道、公共下水道の整備を推進するなど、地域の発展の基礎となる都市基盤の整備を図ります。

概算事業費 72億7千7百万円

- 幹線道路及び生活道路の整備
都市計画道路整備（秋3・4・16号線秋3・5・2号線ほか）、市道整備（草花通り線、深沢線ほか）、小和田橋架替ほか
- 公共交通の整備
JR五日市線の改善ほか
- 市街地の整備
秋川駅南口土地区画整理、武蔵五日市駅周辺の整備、武蔵増戸駅前地区の基盤整備ほか
- 上水道の整備
浄水及び配水施設の整備、配水管網の整備ほか
- 公共下水道の整備
五日市南岸幹線布設、污水管きょ布設ほか

ゆとりと潤いのある

生活環境の整備

緑を生かしたゆとりある住宅の整備を誘導すほか、公園・緑地や衛生環境、地域・生活関連施設を整備し、防災・交通安全を推進するなど、地域内の格差の是正を視野に入れながら、ゆとり、潤いのある生活環境の整備を図ります。

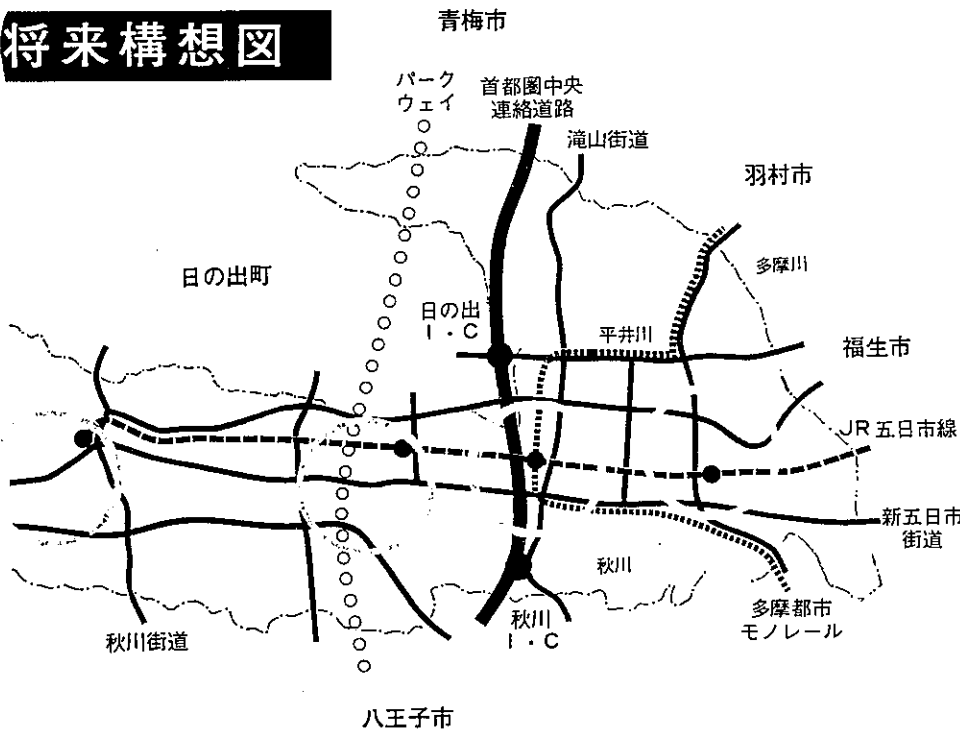
概算事業費 22億7千4百万円

- 住宅地の供給と住宅の整備
市営住宅の建替ほか
- 公園・緑地の整備
第4水辺公園の新設ほか
- 衛生環境の整備
西秋川衛生組合施設整備、共同火葬場の建設ほか
- 地域・生活関連施設の整備
老朽化した庁舎の建替、地区自治会館の建設ほか
- 防災・交通安全の推進
消防団施設の充実、交通安全施設整備ほか

す 都市」に向かって 画まとまる—



将来構想図



平担部・丘陵部ゾーン

職・住・遊の融合する緑豊かなまちづくりを進め、良質な住居・住環境の整備を図るとともに、研究開発機能、広域商業機能を充実させていきます。
なお、丘陵部については緑の保全に留意します。

山間部ゾーン

生活、文化、産業の新たな創造・発展を生み出すまちづくりをめざし、新市内外の相互交流の促進、山間部の定住促進と産業振興を図ります。
また、観光関連の宿泊機能を強化し、広域的な交流環境の整備を図ります。

河川ゾーン

新市内を結ぶ象徴となる秋川、平井川を、山間部と平担部を結ぶ人と活力のための緑の軸として、地域の内外の交流を促す機能を整備します。

中心拠点（新市街地）

新市内でのアクセシビリティ、人口・都市集積等を踏まえ、高次の行政サービスや都市的サービスを提供する新市街地を整備します。

交流の拠点

新市における各地域の特性を踏まえ、地域の活動の拠点となる地区を、交流の拠点として整備します。
基本的な地域サービスを提供する施設、生涯教育、文化教養、社会福祉関連の地域施設、日用品等を扱う商業施設等の集積を図ります。

凡	例
平担部・丘陵部ゾーン	中心拠点
山間部ゾーン	交流の拠点

・新市の施策

地域が笑顔であふれる

健康の増進と福祉の充実

高齢化・少子化社会の到来をにらみ、保健医療の充実や高齢者、障害を持つ人々に対する福祉の充実を図るとともに、保育の充実、女性への支援を行うなど、地域が笑顔であふれる健康の増進と福祉の充実を図ります。

概算事業費 105億7千4百万円

- 保健医療の充実
阿佐留病院の充実ほか
- 高齢者福祉の充実
高齢者在宅サービスセンター建設ほか
- 社会福祉の充実
心身障害者（児）の自立と社会参加の事業ほか
- 保育の充実及び女性への支援
私立保育所の助成ほか

人と地域の主体性を養う

教育・文化の充実

地域独自の文化的視点を確立して、生涯学習を推進するとともに、教育施設の整備や文化・スポーツの振興、国際化への対応を推進し、また、人材育成のための大学誘致を検討するなど、人と地域の主体性を養う教育・文化の充実を図ります。

概算事業費 227億7千6百万円

- 生涯学習の推進
生涯学習推進計画の策定ほか
- 教育施設の整備
草花小学校改造、五日市中学校体育館改築、増戸中学校武道場新築、学校給食センターの整備ほか
- 文化とスポーツの振興
秋川流域中央図書館建設、秋川流域総合センターの建設、児童館の建設、公民館の建設ほか
- 国際化への対応
国際交流推進事業ほか

地域の自立的な発展に向けた

産業の振興

環境変化に対応した農林業の振興や、新たな産業振興の観点に立った商工業の基盤整備を進め、併せて、山間部を中心とした観光・レクリエーションの振興を図るなど、地域の自立的な発展に向けた産業の振興を図ります。

概算事業費 36億2千7百万円

- 活力ある農林業の展開
南郷下の農道整備、深沢林道の整備ほか
- 商工業基盤の整備
秋留台西地区整備関連事業、駐車場の整備ほか
- 観光・レクリエーションの振興
アメニティトイレの整備、「ふるさと工房五日市」の充実強化ほか

第5号
(特集号)

秋川市・五日市町 合併協議会だより

平成7年(1995年) 8月1日
▶発行元
秋川市・五日市町合併協議会
▶発行責任者
会長 秋川市長 臼井 孝
副会長 五日市町長 田中 雅夫
▶事務局
秋川市・五日市町合併協議会事務局
秋川市二宮350番地 秋川市役所内
▶電話 0425-58-1111(内)

秋川市 五日市町 合併協定書に調印

＝東京都から2市町合併の処分書交付される＝

秋川市・五日市町合併協定調印式を5月16日(火)に五日市町役場で行い、秋川市長、五日市町長が合併協議会委員の立会いのもとに、合併協定書に署名調印しました。

また、22日(月)には、両市町の臨時議会で合併関連の議案審議が行われ、原案のとおり可決されました。翌23日(火)には、秋川市長、五日市町長が、両市町議会議長とともに都庁を訪問し、合併申請書を東京都知事に提出しました。

これを受けて、第2回東京都議会定例会に合併関連の議案が提出され、7月5日(水)に原案のとおり可決されました。翌6日(木)には東京都副知事から2市町廃置分合の処分書が両市町長に交付され、同日、東京都から自治省へ廃置分合について届出がなされました。

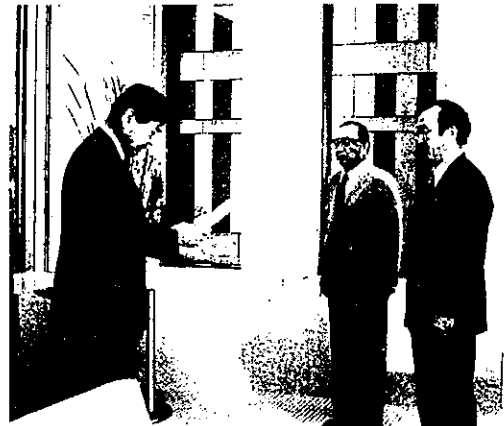
今後は、8月上旬予定の自治大臣告示を待って、本年9月1日に新市の誕生となります。

今回は、合併に伴う住所の変更手続きや、新市の組織などについて、特集してお知らせします。

秋川市・五日市町合併協



調印後、握手を交わす秋川市長(右)と五日市町長



廃置分合処分書の交付を受ける両市町長

合併協定調印式 = 5月16日 =

東京都関係者や地元都議会議員、合併促進協議会委員など約50名が出席し、午前11時に開会宣言の後、最初に秋川市助役が合併までの経過を報告しました。

続いて、合併協議会で決定した22の協定項目の合併協定書に秋川市長、五日市町長が署名調印し、立会人として合併協議会委員16名が署名しました。

調印後、両市町長により合併協定書の交換が行われ、満場の拍手の中、固い握手を交わし、あきる野市誕生に向けての決意を表明しました。

両市町議会 = 5月22日 =

両市町の臨時議会で合併関連の議案が次のとおり提出され、原案のとおり可決されました。

- ① 秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合について
- ② 秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分

合に伴う財産処分に関する協議について
③ 秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

東京都へ合併申請 = 5月23日 =

秋川市長、五日市町長、両市町議会議長が都庁を訪問。合併申請書を青島都知事に手渡すとともに、新市の展望などについて懇談し、2市町合併の申請を行いました。

東京都議会 = 7月5日 =

第2回東京都議会定例会に「東京都秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を置くことについて」など、合併関連24件の議案が提出され、原案のとおり可決されました。

廃置分合処分書の交付 = 7月6日 =

都庁知事応接室で都関係部局幹部職員の見守るなか、秋川市長、五日市町長に、海外出張中の都知事に代わり瀬田副知事から2市町廃置分合の処分書が交付されました。

新市の庁舎

あきる野市役所は分庁舎方式になり、旧秋川市役所の庁舎を「秋川庁舎」、旧五日市町役場の庁舎を「五日市庁舎」として、また、健康や福祉に関する事務は「秋川ふれあいセンター」「五日市保健センター」で、水道に関する事務は「あきる野市水道管理事務所」で取扱うなど従来の建物を有効利用します。

市役所の住所・電話番号は

あきる野市役所(秋川庁舎)
あきる野市二宮350番地
☎58-1111
あきる野市役所 五日市庁舎
あきる野市五日市411番地
☎96-1511

合併についてのお問い合わせは
秋川市・五日市町合併協議会事務局へ
(秋川市役所内、内線207・222)

住所変更の 手続きは

秋川市と五日市町の合併に伴い、市町名があきる野市に変更になります。

これにより、住所の変更手続きが必要なものもありますので、下表を参照のうえ、それぞれ手続きを行ってください。

なお、表中の市役所の名称や住所、組織の部・課・係などは、新市の名称を使用しています。（係の名称については、変更することがあります。）

また、変更手続きの際に必要な証明は、9月1日から市民部市民課市民係及び増戸連絡所で無料で交付しますので、必要な方は申し出てください。

今回の住所変更に関する措置は、市町の合併による特別の措置ですのでご注意ください。

件名	該当者	関係機関	手続き方法等
土地登記簿・建物登記簿等の不動産所有者の住所変更登記	土地、建物の登記簿に「現在の秋川市・五日市町」の住所を有する方	【登記所】 〔法務局五日市出張所〕 あきる野市五日市18-1 ☎0425-96-0201 〔法務局福生出張所〕 福生市福生899 ☎0425-51-0360 または、不動産所在地の法務局の支局・出張所	合併により所有者等の住所が新市名に変更になりますが、合併前の市名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」があります。そのままでも問題はありますが、変更しないと不都合の生じる場合は、変更登記申請することになっています。申請用紙は、あきる野市役所秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係及び法務局五日市出張所、福生出張所に置いてあります。詳しくは法務局五日市出張所、福生出張所へお問い合わせください。
土地登記簿・建物登記簿の抵当権者などの住所変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、貸借権、仮登記などの権利者として旧住所で登記してある方	本・支店の所在地を管轄する法務局 （あきる野市内の本・支店の登記の取扱いについては、法務局福生出張所）	法人の本店、主たる事務所の所在地（支店は除く）の市名は法務局の職権で直します。支店の場合は、本店を管轄する法務局で支店の所在地変更登記を完了後、支店を管轄する法務局で変更登記をすることになります。なお、五日市地区の商業・法人登記は、平成7年9月1日から法務局福生出張所で取り扱うことになりました。詳しくは法務局五日市出張所、福生出張所へお問い合わせください。
会社等の商業登記及び法人登記の本店の修正と代表者の住所変更登記	会社等の代表者 例えば 株式会社の代表取締役、有限会社の各取締役、合資会社その他一般法人	本・支店の所在地を管轄する法務局 （あきる野市内の本・支店の登記の取扱いについては、法務局福生出張所）	法人の本店、主たる事務所の所在地（支店は除く）の市名は法務局の職権で直します。支店の場合は、本店を管轄する法務局で支店の所在地変更登記を完了後、支店を管轄する法務局で変更登記をすることになります。なお、五日市地区の商業・法人登記は、平成7年9月1日から法務局福生出張所で取り扱うことになりました。詳しくは法務局五日市出張所、福生出張所へお問い合わせください。
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	〔五日市警察署〕 あきる野市五日市888-7 ☎0425-95-0110 〔福生警察署〕 福生市加美平3-25 ☎0425-51-0110	運転免許証の本籍、住所の市名は、更新申請の際変更しますので、合併時においては変更手続きを行う必要はありません。なお、更新時前に変更を希望する方は、警察署で手続きをしてください。
質屋営業許可証、古物営業許可証、風俗営業許可証、銃刀砲類所持許可証	許可証の交付を受けている方	福生市加美平3-25 ☎0425-51-0110	市名の変更に伴う各種許可証の住所変更等の手続きは、行う必要はありません。変更許可申請時や更新時などの際に併せて行ってください。
自動車、オートバイ所有者の住所変更（自動車検査証）	軽自動車（4輪）の所有者 二輪の軽自動車 （126cc～250cc） 二輪の小型自動車 普通自動車の所有者	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所 西多摩郡瑞穂町長岡3-6-1 ☎0425-57-6262 東京陸運支局八王子自動車検査登録事務所 八王子市滝山町1-270-2 ☎0426-91-6361	自動車検査証の住所変更手続きは必要ありません。 なお、転売するときは変更登録が必要です。 自動車検査証の住所変更手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録、証明書発行等の場合は、変更登録のうえ手続きをしてください。
旅券（パスポート）	旅券所持者	東京都生活文化局国際部旅券課 都庁 新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5388-3177	住所変更手続きは必要ありません。 また、旅券取得のために合併前6ヶ月以内に取得した住民票、戸籍は使用することができます。
建設業許可、建築士事務所登録の住所変更	建設業許可、建築士事務所登録を受けている代表者	東京都都市計画局建築指導部建政課 都庁 新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5388-3351	住所変更手続きが必要となりますので、東京都都市計画局建築指導部建政課で手続きを行ってください。詳しくは、東京都都市計画局建築指導部建政課へお問い合わせください。
すでに許可を受けている営業施設の住所・所在地の変更	営業施設の許可を受けている方	五日市保健所生活衛生課 あきる野市五日市978 ☎0425-96-2111	理・美容所、クリーニング業、旅館業、飲食業などの営業許可の住所・所在地の変更手続きは必要ありません。（医療機関に関するものは、変更手続きが必要です。） 住所変更手続きは必要ありません。
犬の飼い主の住所変更	犬の飼い主	金融機関（郵便局は除きます） 金融機関及びクレジット会社	住所変更手続きは必要ありません。 それぞれの窓口へ確認してください。
預金通帳、定期預金証書等	預金者等	金融機関（郵便局は除きます）	住所変更手続きは必要ありません。 それぞれの窓口へ確認してください。
キャッシュカード、クレジットカード	キャッシュカード、クレジットカード所有者	金融機関及びクレジット会社	住所変更手続きは必要ありません。 それぞれの窓口へ確認してください。
各種有価証券、保険証書等	株券等の有価証券所持者及び生命・損害保険等の加入者	各規約等に定める窓口	住所変更手続きは必要ありません。 それぞれの窓口へ確認してください。

件名	該当者	関係機関	手続き方法等
道路占用許可・河川占用許可書の住所変更	道路及び河川の占用を受けている方	西多摩建設事務所管理課 青梅市東青梅3-20-1 ☎0428-22-7211	住所変更手続きは必要ありません。 (市道の取扱い窓口は、秋川庁舎の建設部管理課道路管理係になります。)
会社、学校等への住所変更手続き	会社、学校等の在勤・在学者	各会社、学校等	手続き、必要書類等は各会社、学校等へ確認してください。公立の小・中学校については住所変更手続きの必要はありません。
危険物取扱者免状、消防設備士免状、防火管理者証等	左記免許等の所有者	秋川消防署 あきる野市伊奈466 ☎0425-95-0119	住所変更手続きは必要ありません。
国民年金、厚生年金の受給者の住所変更	年金受給者	立川社会保険事務所 立川市錦町4-12-10 ☎0425-23-0351	住所変更手続きは必要ありません。
国民年金加入者の住所変更	年金加入者	あきる野市役所市民部保険年金課年金係(秋川庁舎、五日市庁舎)	住所変更手続きは必要ありません。
国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	国民健康保険被保険者証の所有者	あきる野市役所市民部保険年金課国保係(秋川庁舎、五日市庁舎)	住所変更手続きは必要ありません。 現在、お手元にある国民健康保険証は平成8年3月31日まで使用できます。
交通災害共済	交通災害共済加入者	あきる野市役所総務部地域振興課交通防災係(秋川庁舎、五日市庁舎)	すでに加入した交通災害共済の住所変更手続きは必要ありません。
母子健康手帳	母子健康手帳所有者	あきる野市役所市民部市民課市民係(秋川庁舎、五日市庁舎、増戸連絡所)	住所変更手続きは必要ありません。
印鑑登録証	印鑑登録をしてある方	あきる野市役所市民部市民課市民係(秋川庁舎、五日市庁舎)	来庁の際、印鑑登録証(カード)をお持ちになって更新の手続きを行ってください。 住所変更手続きは必要ありません。
外国人登録証明書	外国人登録証の所持者		住所変更手続きは必要ありません。
自動車・オートバイ所有者の住所変更	原動機付自転車(125cc以下)小型特殊自動車の所有者 標識交付証明書の住所変更、ナンバープレートの交換 自賠責保険関係手続き	自賠責保険加入保険会社	合併前に交付されている標識はそのまま使用してください。なお、交付の窓口は、秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係になります。 手続き、必要書類等は各保険会社、農協等へ確認してください。
老人保健法医療受給者証	老人保健法医療受給者証の所持者	あきる野市役所福祉部高齢者福祉課高齢者援護係 (秋川ふれあいセンター) あきる野市役所福祉部高齢者福祉課高齢者福祉第2係 (五日市庁舎)	住所変更手続きは必要ありません。 老人保健法医療受給者証は、あきる野市のものを平成7年8月下旬までに、秋川地区では郵送により、五日市地区では民生委員による手渡しで切り替えを行います。新受給者証は平成10年1月31日まで使用できます。
老人医療証	医療証の所持者		住所変更手続きは必要ありません。 平成7年7月1日に更新になった医療証は、平成8年6月30日まで使用できます。
身体障害者手帳 愛の手帳	身体障害者手帳の所持者 愛の手帳の所持者	あきる野市役所福祉部生活福祉課障害者福祉係 (秋川ふれあいセンター、五日市庁舎)	合併後来庁の際、変更の手続きをしてください。
東京都心身障害者扶養年金証書	制度加入者		住所変更手続きは必要ありません。
児童扶養手当証書	児童扶養手当受給者	あきる野市役所福祉部児童福祉課児童保育係 (秋川ふれあいセンター、五日市保健センター)	住所変更手続きは必要ありません。
特別児童扶養手当証書	特別児童扶養手当受給者		
ひとり親家庭医療証	ひとり親家庭医療証の所持者		
乳幼児医療証	乳幼児医療証の所有者		

体育・スポーツ施設の利用方法は

秋川地区、五日市地区の体育・スポーツ施設の利用方法はこれまでと同じですが、予約方法や申請方法は、施設により異なります。

詳しくは、秋川体育館または五日市ファインプラザへお問い合わせください。



申請場所(問い合わせ先)

施設名称	申込場所	電話番号
秋川体育館	秋川体育館	59-1163
総合グラウンド	社会教育部体育課	
市民運動広場	秋川体育館係	
小学校夜間照明		
いきいきセンター	いきいきセンター	58-3344
グリーンスポーツ公園	社会教育部体育課 いきいきセンター係	
五日市ファインプラザ	五日市ファインプラザ	96-5611
中学校夜間照明	社会教育部体育課	
小畑田グラウンド	五日市体育館係	
山田テニスコート		
山田グラウンド	山田グラウンド管理事務所	96-4075

図書貸出カードが新しくなります

図書貸出カードは、平成7年9月1日から新しくなります。

新しいカードなら、あきる野市内のどの図書館でも利用することができます。

従来の利用券をお持ちの方は、近くの図書館で新しいカードと引き換えてください。

問い合わせ

秋川図書館(☎58-1108)
五日市図書館(☎95-0236)

市役所の窓口は こうなります

あきる野市誕生により、市役所の組織が変わります。

このことにより、現在の秋川市役所の庁舎は秋川庁舎、五日市町役場の庁舎は五日市庁舎と名称が変わります。

また、事務を取り扱う庁舎は、秋川庁舎、五日市庁舎、秋川ふれあいセンター、秋川健康会館、五日市保健センターなどになりますので、みなさんに直接関係する主な窓口をお知らせします。

なお、表中の市役所の名称や住所、組織の部・課・係などは、新市の名称を使用しています。(係の名称については、変更することもあります。)

区 分	取 扱 窓 口	手 続 き 方 法 等
住民票、戸籍、印鑑証明などの発行について	あきる野市役所市民部市民課市民係 (第1係：秋川庁舎、第2係：五日市庁舎、増戸連絡所係：増戸連絡所)	秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係及び増戸連絡所で発行します。
臨時運行許可証及び番号(仮ナンバー)について		秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係及び増戸連絡所で取り扱います。
転入・転出・転居・戸籍の届け出について	あきる野市役所市民部市民課市民係 (第1係：秋川庁舎、第2係：五日市庁舎)	秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係で受け付けます。
125cc以下の原動機付自転車、農耕作業用の軽自動車の登録、廃車の手続きについて		秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係で取り扱います。
各種税関係証明書の発行について		秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係で発行します。
住宅用家屋証明書、家屋滅失証明書について		秋川庁舎、五日市庁舎の市民部市民課市民係で発行しますが、現地を確認する場合もありますので、証明書の発行が翌日になることもあります。
土地・家屋台帳、公図の閲覧・複写について	あきる野市役所市民部市民課市民係 (第1係：秋川庁舎) 【法務局五日市出張所】(登記所) あきる野市五日市18-1 ☎0425-96-0201	秋川庁舎市民部市民課市民係では、あきる野市内全域の土地・家屋台帳、公図の閲覧・複写ができます。法務局五日市出張所(登記所)では、五日市地区に限り土地・家屋台帳、公図の閲覧・複写ができます。
固定資産税、都市計画税の課税台帳の閲覧について	あきる野市役所市民部市民課市民係 (第1係：秋川庁舎)	秋川庁舎の市民部市民課市民係で閲覧することができます。
各種税金の納付書の取扱いについて	あきる野市役所市民部収納課収納係 (秋川庁舎)	平成7年度に課税されたものは、そのままあきる野市に引き継がれます。税額、納期ともに変更はありませんので、これまでの納付書で取り扱います。
各種税金の納付場所について		いまままでおりの金融機関窓口及び秋川庁舎、五日市庁舎の会計課窓口で納付できます。
各種予防接種について	あきる野市役所福祉部健康福祉課予防係	当面従来どおりに実施します。詳しくは福祉部健康福祉課予防係までお問い合わせください。
乳幼児健診について	(第1係：秋川健康会館、第2係：五日市保健センター)	
休日・準夜診療の利用について		
就学手続きについて	あきる野市教育委員会学校教育部学務課学務係 (秋川庁舎) あきる野市役所市民部市民課市民係 (第2係：五日市庁舎)	転入・転居時の通常の就学手続きは秋川・五日市のどちらの庁舎でも行えますが、区域外就学など特殊な事情の場合は、秋川庁舎の学校教育部学務課学務係で行います。詳しくは、教育委員会学校教育部学務課学務係までお問い合わせください。

秋川地区の各地区会館(8館)、五日市地区の小宮会館、戸倉会館、増戸会館、北伊奈会館の利用方法は

秋川地区の各地区会館と五日市地区の小宮会館、戸倉会館、増戸会館、北伊奈会館の申込み・利用方法は、これまでのとおりです。

問い合わせ
総務部地域振興課コミュニティ係
(第1係：秋川庁舎、第2係：五日市庁舎)



五日市会館の利用方法は

旧五日市町民会館は、五日市会館と名称が変わりましたが、これまでのとおりの方法で利用できます。

使用申請書は、五日市庁舎に置いてありますので、必要な事項を記入して申請してください。

問い合わせ
総務部総務課庶務係(五日市庁舎)

ごみの出し方は

秋川地区、五日市地区とも大きく変わることはありません。資源ごみの出し方は、

当面の間現行のとおりとします。

粗大ごみの料金や事業所ごみ、飼犬猫の死体処理手数料は

粗大ごみの料金と事業所ごみの料金は、平成7年度中はこれまでのとおりで、平成8年度からは統一されます。

飼犬猫の死体処理手数料は、1,500円になります。

問い合わせ
環境経済部環境課清掃・リサイクル係
(第1係：秋川庁舎、第2係：五日市庁舎)

